平成２６年（再イ）第３０号
大阪府大阪狭山市半田２丁目262番地の10
再生債務者　三村　邦明
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月１日まで
平成26年７月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２号
長野県塩尻市大字広丘吉田914番地５
再生債務者　鈴木　崇之
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月４日まで
平成26年７月７日　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（再イ）第５号
愛知県江南市宮後町西屋敷134番地
再生債務者　掛布　将司
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月４日まで
平成26年７月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第１号
兵庫県加西市北条町横尾1273番地の２
再生債務者　工藤　郁夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月４日まで
平成26年７月７日　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（再イ）第２８号
福岡市博多区博多駅前４丁目30番22―1406号
再生債務者　野口　忠親
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月22日まで
平成26年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第５４号
福岡県大野城市畑ケ坂１丁目１番27号　カントリーハイム白水202号
再生債務者　吉田　剛
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月22日まで
平成26年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第６２号
福岡市博多区吉塚２丁目３番４―404号
再生債務者　柳澤　公士
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月22日まで
平成26年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第４号
長崎県諫早市小長井町川内494番地
再生債務者　矢竹　保彰
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月22日まで
平成26年７月７日　長崎地方裁判所大村支部

平成２６年（再イ）第３８号
神戸市東灘区魚崎南町８丁目５番18―303号
再生債務者　柴田　雅和
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月25日まで
平成26年７月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第８４号
福岡市東区御島崎１丁目３番501号
再生債務者　猿山　千鶴
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月25日まで
平成26年７月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１号
茨城県日立市諏訪町１丁目16番24―303号
再生債務者　渡邉　純
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月28日まで
平成26年７月７日　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（再イ）第５号
新潟市西区上新栄町２丁目13番４号
再生債務者　長井　良憲
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月28日まで
平成26年７月７日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２３年（再イ）第５０号
新潟市中央区神道寺１丁目７番１号　神道寺ハイツ１号棟304号
再生債務者　三膳　希美
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成24年２月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年７月７日　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１９号
大阪府茨木市橋の内１丁目10番24号
再生債務者　西島　治夫
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月４日から平成26年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１１号
大阪府守口市金田町１丁目３番３号
再生債務者　寺西　武司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年８月４日まで
平成26年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号
秋田県大仙市太田町太田字築地古館６番地７
再生債務者　田中　盛光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月７日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（再ロ）第７号
大阪府守口市寺方錦通１丁目４番33号
再生債務者　沖　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第５号
愛知県春日井市六軒屋町６丁目195番地
再生債務者　樋口　和久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月４日
名古屋地方裁判所民事第２部